国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院内閣委員会

政 府 及 人事院 は、 本法施行 行に当たり、 次 \mathcal{O} 事 項につい . て、 適 切 な措置を講ずるべきであ

保するため 高 集 齢 期 情 \mathcal{O} 熱をも 職 リモ 員 0 活躍 0 7 1 ワー 職 の場を確 務に従事することを可能とするとともに、 クの 推 保する定年 進 等 \dot{O} 国家公務員 \dot{O} 引上げに際し、 の働き方改革を一 若年層を始れ 層強力に推 $\widehat{\mathcal{O}}$ 8 ワーク・ライフ・ とする全ての 進すること。 世 代 \mathcal{O} ラン 職 員 ス が 英 知

等に資するよう必要な措置を講じること。 \mathcal{O} 解消するとともに、 うるため ること。 段階 超過勤務 最新 的 に定 の定員措置 その知見や技術を習得するためのなの縮減に資するなど、定員についます。 また、 年 を 引 大規模災害や新型コロナウイ のほ き上 か る期 職員の希望 間 お 1 に ついて必要な見直 て 地方 必 基づく暫定 職 要な 員 ルス感染症 \mathcal{O} 年 の権限移 研修を実施する等、 齢 再任 構 成 しを行うこと。 譲により人員 対策により明らかとなった公務組 用職 が 偏 員 ることが \mathcal{O} ため 若年 体制 の定 な あわ 及 1 Ţ \mathcal{O} 員を確保するなどの よう、 中堅層 せて、 適正化を図 必 要な \mathcal{O} 高齢 長 時 期も含む 新 織 間 規 労 0 国家 採 措 脆 働 用 公務員 置 職 弱 員 性 を を

附則第十 期 を 労働 \mathcal{O} 職員 大限 基 本 六条第二 が自ら に 権 せて講じること。 制 行 約 うこと。 Ō の代償機関とし 項に基づき、 知識、 その際、 技術、 給与制度につい ての責務を確実に果たすとともに、職員団体等の 経験等を遺 できるだけ早期に検討 憾なく発揮 て順次必要な検討・措 7• 措置 その貢献が $\overline{\mathcal{O}}$ スケジュー 置を行うに当たって 処遇に的 ル等を示すととも 確 関係 に 反映されるよう必 者 \mathcal{O} 納 は 得 を得る 事

兀 当たることができるよう、 十分に発揮できる職務を明管理監督職勤務上限年齢 して職務に従事できる職場環境等を整えること。 年齢制 意識改革のために必要な研修を実施する等、 確に付与するよう努めること。制により降任等となった職員に 員について、 また、 職員が役割の変化を十分理 その培ってきた知 職員 が定年まで意欲を持って安心 識、 技術、 解し て職務に 経験等を

五. 意的 定 年前再任用短時間勤務 一方的 |な適用とならないよう必要な措置を講じること。||用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、 任命権者に ょ

六 ること。 に対する適正な処遇を講じること。 定年の引上げとともに、 高齢 期の職品 あ わ 員 せて、 の知識、 現行制度における再任用職員 技術、 経験等の発揮と活躍を促すため、 に対 しても適正 暫定再任 な処 遇 用 講 職 員

七 事 高 ·院において国家公務員における六十五歳以降の就業の在り方について必要な検討を行うこと。 |年齢者雇用安定法等の改正による六十五歳以降の就業機会の確保及び就業の促進を踏まえ、 就業の在り方について必要な検討を行うこと。 政 分府及び

八 义 定年 Ò 引上 げ の実施 に 伴い 生じる諸課題に つい て、 職員団 体 · 等 の 関係 者との協議を行 V) 円 滑 な 実施 を

九 職 安全を確保するとともに、 型コロナウィル 対 する業務軽減や ス感染症 、感染防 安心して職務が遂行できるための環境整備に努めること。 対策について、 止に について、 より 国民 厳格な措置の検討 の命と暮らし を守るため と具体化を速やかに行うこと。 É 々職務に従事し 特に、 妊娠し ている職 員 \mathcal{O}

右決議する。

参議院総務委員会

政 府 は、 本法 施 行 に当た り、 次 \mathcal{O} 事 頃に ついてその 実現に努めるべきである。

備が、国で、小規模団体 か 地 0 方 十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのない規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年が公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で て条例で定めることとされ ,よう、制度設計に必要な情報-齢の引上げに関する関係条例 てい を \mathcal{O} 早整鑑

の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ラ、高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層を始め ・ …・ リミ、・ リミ、・ワーク・ライフ・バランスの1年層を始めとする全ての世代 員 (と常勤 職 員 との 給保服 など、 手 当 英 地知

員措 技術的助言等を行うこと。
・る現状を踏まえ、地方公務員の超過勤務の縮減に資することを含め、定員の在り方に関し也ちらも引なる。地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられて以た、地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられて具措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。具措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。

的 で判断に管理監督 に委ねる監督職勤な ること。 務上限年齢 ま た、管理制の例如 外 理 の適 監 督 職勤 3務上限年齢については、 齢 制各 によの より降任等をされたの地方公共団体の実 た職員について、実情に応じた自主 当該 的 • 主

が定年まで安心して職務に従事できる職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、 配慮すること。

 地方公共団体における定年前再任用短時間勤務にふさわしい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供意的・一方的な適用とならないよう、必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、「、定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣 等を行うこと。

なされるよう、必要な対応を行うこと。について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするため、関係条例の整備が早急かつ確実、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休息

:置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方につい民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進 討を行うこと。 に係る て必

基づく雇用と年金の接続が図られるよう、地方公共団体に対する助言等必要な措置を講じること。、段階的に引上げとなる定年年齢が、施行日の修正により繰下げとなる職員について、当該職員の

九、 向]を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。 地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、 地方公共団体が 職員等の 意

今後とも職員の勤務条件に関することについては、 地方公共団体は職 員団体等の関係者と誠 実に協

新型コ ロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日 々職務に従事 ている職員 への安全

厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽減や感染防止について、地方公共団体における、よりを確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支

右決議する。